

7. 発意調査

「統合型GIS：統合型地理情報システム」について

平成18年度は、平成17年度から引き続き調査してきた「統合型GIS：統合型地理情報システム」についての調査を行いました。

○統合型地理情報システムについて

平成14年度から平成17年度に引き続き、オンブズマンは、自己発意に基づき、本市において検討・整備が進められている統合型地理情報システム（GIS=Geographic Information System 以下「統合型GIS」といいます。）の調査を行いました。（平成14年度藤沢市オンブズマン制度運営状況報告書26頁、平成15年度同報告書5～6頁、平成16年度同報告書5頁、平成17年度同報告書6頁参照）。

統合型GISとは、庁内LAN等のネットワーク環境の下で、全庁的に共通に利用することができる地図や台帳のデータを共有空間データとして一元的に整備・管理し、このデータに各所管課の固有・個別の空間データを重ね合わせて利用活用するシステムであります。これによって、情報を共有することができ、事務の効率化と住民サービスの向上を図ることができます。しかし、他方で個人情報の集積や、プライバシーの侵害が危惧されます。本市が目指している統合型GISとして利用できる地図は、①消防防災用地図（住宅地図—総合防災センター業務）、②都市計画基本地図（精度1/2500—都市計画課）③地番図（固定資産評価業務—資産税課）の三つがあります。しかし、これの統合については、管理主体としての所管課をどこにするか、またIT推進課との関係、さらには、コンピュータ処理に伴う情報の流出の危険、情報の共有化に関連する個人情報保護の問題等多くの課題があり、これを解決しない限りは実現が困難であります。現段階では、これら課題についての市の方針が確定しておりません。

現在、IT推進課が管理し、庁内LAN等ネットワーク環境の下で各課が共通図面として利用している「基図」というのは、市販の経済地図（住宅地図）と航空写真による骨格図をベースにしたものであります。その精度を高めるため、表示されている建物のいわゆる表札情報に住民基本台帳の情報（氏名、住所）を反映させてコンピュータ処理をすることで、管理課であるIT推進課が、藤沢市個人情報の保護に関する条例の手續に従い平成18年5月11日藤沢市個人情報運営審議会に諮問し、答申を得たところであります。

本市が目指している最終的な統合型GISとして前記①ないし③の各地図の統合については、所管課の問題、個人情報保護の問題が解決されない限り実行できないと思われませんが、未だその方向性が見えてこないため、それが明らかになった段階で再度調査することとして、今回は一応調査打ち切りとしました。

以上